

(ア) 生活保護受給世帯の場合

(イ) 『中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律』による支援給付受給世帯の場合

- ① 障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給申請書(第4号様式の6) ※個人番号記入の必要あり。
- ② 住民票(マイナンバー入り) ※世帯員全員が確認できるもの
- ③ 本人確認書類(以下のいずれかを提出)
申請者のマイナンバーカードの写し(運転免許証もしくはパスポートでも可)
(詳しくは、最後のページ「※個人番号の確認(本人確認の措置)について【要確認!】」を参照。)
- ④ 利用者又は保護者の属する世帯が、(イ)の給付を受給していることがわかる書類(市町村又は福祉事務所が発行する証明書等) (※生活保護受給世帯は提出不要。)
- ⑤ 利用者の健康保険証の写し(取得している場合のみ)
- ⑥ 標準負担額減額認定証の写し(取得している場合のみ) 別添図1参照
- ⑦ 「入所受給者証」及び「障害児入所医療受給者証」(現在使用中のもの)

① 障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給申請書（第4号様式の6）※個人番号記入の必要あり。

② 世帯状況・収入・資産等申告書（様式第9号）※個人番号記入の必要あり。

③ 住民票（マイナンバー入り） ※世帯員全員が確認できるもの

④ 本人確認書類（以下のいずれかを提出）

申請者のマイナンバーカードの写し（運転免許証もしくはパスポートでも可）

（詳しくは、最後のページ「※個人番号の確認（本人確認の措置）について【要確認！】」を参照。）

⑤ 利用者の健康保険証の写し

⑥ **保護者**の **R3.1.1 から R3.12.31** 間の収入状況がわかる書類（例：源泉徴収票、所得証明書、障害年金・特別児童扶養手当・特別障害児福祉手当・特別障害者手当・**福祉**手当等の証書の写し）※1

※⑥は市町村民税非課税世帯のみ必要（受給する給付すべてが対象）

⑦ 「入所受給者証」及び「障害児入所医療受給者証」（現在使用中のもの）

※1 別添図2を参照

※課税証明証の提出は不要です。マイナンバーにより確認します。

●別添図1 (標準負担額減額認定証～国民健康保険の場合～)

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証													
交付年月日 年 月 日													
記号	番号												
(世帯主) (組合員)	住所												
	氏名		男・女										
額対象者・減	氏名		男・女										
	生年月日	年 月 日											
発効期日	年 月 日												
有効期限	年 月 日												
適用区分													
長期入院 該当年月日	年 月 日	保険者印											
保険者番号並びに保険者の 名称及び印	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>												

有効期限が
令和4年7月1日
を越えて設定されていることを確認
してください。

上図は例です。保険者によって様式が異なります。
世帯の状況によっては取得できない場合もあります。その場合は添付不要です。
詳しくは、健康保険の保険者にお問い合わせください。

●別添図2（年金証書の場合）

The image shows two official documents from the Social Security Agency. The top document is a 'National Pension/Employee Pension Insurance Pension Certificate' (国民年金・厚生年金保険年金証書) for a person with a pension number of 1116-013. It details the insured's name, birth date (July 7, 1947), and pension type (National Pension and Employee Pension Insurance). The bottom document is an 'Employee Pension Insurance Determination Notice' (厚生年金保険裁定通知書) for a person with a pension number of 01 第 30 第の4. It specifies the pension type (Employee Pension Insurance) and the monthly pension amount of 1,005,300 yen.

上図は例です。お持ちの書類と名称や様式が異なる場合があります。
年金については、年金証書又は年金振込通知書のいずれか一つを添付することで差し支えありません。
預貯金通帳の写しでも代用可能です。

令和3年1月から令和3年12月の期間中であることを確認してください。

The image shows a 'Pension Payment Notice' (年金振込通知書) form. A callout box points to the date field, which is circled in red. The date is '令和3年1月1日' (January 1, 2021). The form also includes fields for the pension type (厚生年金 老齢厚生), the amount (1,005,300 yen), and the recipient's name (社会保険業務センター).

左図証明書以外にも・・・

特別障害者手当・福祉手当等、

R3.1~R3.12 分の収入すべてが

分かる書類を添付してください。預貯金通帳の写しでも代用可能です。

◆別添図3（国民健康保険税納付証明書の場合）

(申告用)

平成 年分 国民健康保険税納付証明書

住所	
氏名	

No

納付金額	納付済期間
円	平成 年 1月 ~ 平成 年 12月

上記のとおり納付済であることを証明します。
平成 年 月 日

この用紙は、年1回1月頃に、確定申告用として保険者からハガキで郵送されます。

施設利用者本人の氏名が記載されている証明書のみ有効です。

令和3年1月から
令和3年12月の
期間中であることを
確認してください。

左図証明書以外にも・・・

- 市町村役場の国保窓口が発行する証明書
- 保険税領収書の写し（R3.1～R3.12分）でも問題ありません。
- その他
利用者本人に課税された租税（自動車税、相続税等）の納付証明書（R3.1～R3.12月分）も任意で提出してください。

※保険税等が納付済みであることが確認できない書類（振込（納入・課税）通知書）は不可。

上図は例です。お持ちの書類と名称や様式が異なる場合があります。
口座引き落としの場合は、預貯金通帳の写しでも代用可能です。

※個人番号の確認（本人確認の措置）について【要確認！】

- ・マイナンバー法では、行政職員が、本人から個人番号の提供を受けるときに、他人の成りすまし等を防止するため、本人確認の措置として「**番号の確認**」と「**身元（実在）の確認**」を行うことを義務付けています。

＜番号確認＞ 正しいマイナンバーであることの確認。

→必要書類例：通知カードの写しや番号付きの住民票等

＜身元確認＞ 手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認。



→必要書類例：運転免許証の写し等

本人確認

他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認①②を実施

①正しい番号であることの確認（**番号確認**）

②手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（**身元確認**）

番号の確認	身元（実在）の確認
	
個人番号カード	
通知カード or 住民票（番号付き） 等	運転免許証 or パスポート 等
※ 上記が困難な場合 過去に本人確認の上で作成したファイルの確認 等	※ 上記が困難な場合 健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示 等

- ※ 〈注意〉 通知カードは令和2年5月25日時点で交付されているものと氏名住所等の記載事項に変更がない場合
又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。個人番号通知書は確認書類として利用できません。

個人番号通知書

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子
生年月日 令和 2年 6月 1日

- 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。
- 本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。

- 本通知書の再発行は行いません。

マイナンバーカードの申請について

- マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が便利です。顔写真データを準備のうえ、右記のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。
- 郵送によるマイナンバーカードの申請する場合には、同梱の封筒と交付申請書をご利用ください。その他の申請方法については同梱のパンフレットをご確認ください。
- ※ なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは【1234 5678 9012 3456 7890 123】です。
- マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行う場合には、本通知書を提示することで、手続が簡素化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同梱のパンフレットまたはマイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) をご覧ください。



交付申請用QRコード

お問い合わせ先: 0120-95-0178
(マイナンバー総合フリーダイヤル)
平日9時30分～20時00分
土日祝9時30分～17時30分
(年末年始を除く)

視覚障がい者用
音声コード

10000019 01/01
319011000019#

↑ 個人番号確認書類として利用できません。

表

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子

住所 〇〇県△△市□□町〇丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女 △△市長 A123456789

個人番号カード交付申請書
第 2 種 電子証明書発行申請書
(地方公共団体情報システム機構 発)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子
氏名 花子
住所 〇〇県△△市□□町〇丁目△番地 1-1-1

生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女

【代替文字情報】

電話番号

在外人住居の区分

在留期間満了日 在留期間満了日

右欄の赤字表記を希望する
(※最多11文字まで(漢字数は1文字))

バンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。
左のQRコードを読み取るスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123
右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01
319011000019#

裏

※ 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。また、本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。

※ 本通知書の再発行は行いません。

顔写真貼付欄

サイズ (縦 4.5cm × 横 3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

● 最近6ヶ月以内に撮影
● 正面、無帽、無装束のもの
● 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には強制発行されません。

利用者証明用電子証明書 ※ 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーカードへのログイン、コンビニ交付サービスなど多岐にわたるサービスを提供するためのものです。□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が利用できなくなります。

ふりがな	本人との関係
代理人氏名 (自署)	印
代理人住所	

電話番号: _____

● 16歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

● 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。

● 表面の記載事項のうち、「目の付いた項目」に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

● 切り取った本通知書は、お問合せの際に必要なため、通知紙と一緒に併せて大切に保管してください。

↑ 令和2年5月25日以降に氏名住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。